

事 務 連 絡  
令 和 7 年 9 月 9 日

専 務 理 事 各 位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
理 事 長 新 田 慎 二

標準処理期間の見直しに関する意見募集について

国土交通省は、今般、標題の件について別添のとおり意見募集を開始いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、了知されるとともに各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接同省物流・自動車局旅客課あてに所定の様式でご提出いただき、その写しを全タク連宛てにご送付いただきますようお願いいたします。

## 標準処理期間の見直しに関する意見募集について

令和7年9月1日  
国土交通省  
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり標準処理期間を規定する通達の一部改正について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

### <意見募集要領>

#### 1. 意見募集対象

標準処理期間を規定する通達について

#### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載いたします。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

#### 3. 意見募集期間

令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火) ※必着

#### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、御了承願います。

##### ① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

##### ② 電子メール

メールアドレス [hqt-jidoshasoumuhouki@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jidoshasoumuhouki@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省物流・自動車局総務課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

##### ③ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局総務課 意見募集担当 あて

## 5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

## 6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 総務課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41143）

(意見提出様式)

国土交通省物流・自動車局総務課 意見募集担当 あて

「標準処理期間を規定する通達の一部改正について」に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	

## 標準処理期間の見直しに関する意見募集について

### 1. 背景

昨今、政府全体として働き方改革を推進している一方、運輸局・運輸支局への申請件数は緩やかな増加傾向にあり、職員一人当たりの業務量が増加している。そのため、一部の運輸局・運輸支局では、現行の標準処理期間内に処理が完了していないケースが発生している。

他方で、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に規定される 211 の手続きについて令和 8 年からオンライン申請が開始される（※）。今般のオンライン申請はデジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき実施しており、申請のオンライン化は国民の利便性向上のために政府全体となって実施する取組であるところ、こうした状況を踏まえ、一部の紙申請の標準処理期間を延長するとともに、オンライン申請に関しては、申請のオンライン化により業務効率化が図られることから、現行の標準処理期間を維持することとする。

※一部の手続きについては令和 7 年 9 月からオンライン申請が開始される  
これらの方針に基づき、標準処理期間を規定する通達について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

別紙のとおり、紙申請に係る各種申請手続の標準処理期間を延長する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 1 月

施行：令和 8 年 4 月 1 日

種別	通し 番号	通達名	手続名	改正前の 標準手続期間	改正後の 標準手続期間
貨物自動車 運送事業 (許認可)	1	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の許可	3～5ヶ月	4～6ヶ月
	2	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	1～3ヶ月	2～4ヶ月
	3	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の運送約款の設定の認可	2ヶ月	3ヶ月
	4	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の運送約款の変更の認可	2ヶ月	3ヶ月
	5	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	1～3ヶ月	2～4ヶ月
	6	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の合併及び分割の認可	1～3ヶ月	2～4ヶ月
	7	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	一般貨物自動車運送事業の相続の認可	1～3ヶ月	2～4ヶ月
	8	貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成25年7月3日 国自安第66号・国自貨第37号・国自整第78号）	一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	2ヶ月	3ヶ月
	9	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について（令和2年9月10日 国自安第79号・国自旅第201号・国自貨第37号） 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月14日 国自貨第78号）	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可	3～5ヶ月	4～6ヶ月
	10	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終	一般旅客自動車運送事業の許可（乗合）	3ヶ月	5ヶ月
	11	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	一般旅客自動車運送事業の許可（乗用）	3ヶ月	5ヶ月
	12	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期	一般旅客自動車運送事業の許可（貸切）	3～4ヶ月	5～6ヶ月
	13	間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新	4～6ヶ月	6～9ヶ月
	14	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金の上限の設定・変更の認可	3ヶ月	5ヶ月
	15	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針につい	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定・変更の認	3～6ヶ月	5～9ヶ月
	16	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日	運送約款の設定・変更の認可（乗合）	1ヶ月	2ヶ月
	17	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針につい	運送約款の設定・変更の認可（乗用）	1ヶ月	2ヶ月
	18	て（平成13年12月26日制定）	運送約款の設定・変更の認可（貸切）	1ヶ月	2ヶ月
	19	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可（乗合）	3ヶ月	5ヶ月
	19	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日			

旅客自動車 運送事業 (許認可等)	20	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可（乗用）	2～3ヶ月	3～5ヶ月
	21	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可（貸切）	2～4ヶ月	4～6ヶ月
	22	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日）	運輸協定の締結・変更の認可	3ヶ月	5ヶ月
	23	国自旅第140号 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて（最終改正平成30年3月29日）	一般貸切旅客自動車運送事業者の乗合旅客運送の許可	3ヶ月	5ヶ月
	24	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日）	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可（乗合）	3ヶ月	5ヶ月
	25	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可（乗用）	2ヶ月	3ヶ月
	26	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可（貸切）	2ヶ月	3ヶ月
	27	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日）	一般旅客自動車運送事業の譲渡譲受の認可（乗合）	3ヶ月	5ヶ月
	28	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	一般旅客自動車運送事業の譲渡譲受の認可（乗用）	3ヶ月	5ヶ月
	29	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般旅客自動車運送事業の譲渡譲受の認可（貸切）	3～4ヶ月	5～6ヶ月
	30	国自旅第129号 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について（最終改正平成24年7月31日）	一般旅客自動車運送事業の法人の合併・分割の認可（乗合）	3ヶ月	5ヶ月
	31	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	一般旅客自動車運送事業の法人の合併・分割の認可（乗用）	3ヶ月	5ヶ月
	32	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可及び運送約款の認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成29年3月17日制定）	一般旅客自動車運送事業の法人の合併・分割の認可（貸切）	3～4ヶ月	5～6ヶ月
	33	特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について（平成14年1月31日制定）	特定旅客自動車運送事業の許可	3ヶ月	5ヶ月
	34		特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可	2ヶ月	3ヶ月
	自家用有償	35	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について（平成13年12月26日制定）	自家用自動車の有償運送の許可	1ヶ月
36		道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日制定、令和3年7月30日一部改正）	自家用自動車の貸渡の許可	1ヶ月	2ヶ月
特定地域 (協議会)	37	自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について（平成18年9月29日制定、令和2年11月27日一部改正）	自家用有償旅客運送に係る講習の認定	1ヶ月	2ヶ月
	38	特定地域計画の認可基準について（平成26年1月24日制定）	特定地域計画の設定・変更の認可	3ヶ月	5ヶ月
	39	特定地域計画の認可基準について（平成26年1月24日制定）	事業者計画の設定・変更の認可	3ヶ月	5ヶ月
	40	活性化事業計画の認定要領について（平成26年1月24日制定）	活性化事業計画の認定	3ヶ月	5ヶ月
	41		活性化事業計画の変更の認定	3ヶ月	5ヶ月
	42	自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成6年8月22日付け）	自動車特定整備事業の認証新規申請	1ヶ月	2ヶ月

自動車整備事業	43	自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成6年8月22日付け	自動者特定整備事業の変更申請	1ヶ月	2ヶ月
	44	自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成6年8月22日付け	優良自動車整備事業者の認定申請	1ヶ月	2ヶ月
	45	自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成6年8月22日付け	指定自動車整備事業の指定新規申請	1～1.5ヶ月	2～2.5ヶ月
	46	自動車特定整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について（平成6年8月22日付け	指定自動車整備事業の変更申請	1～1.5ヶ月	2～2.5ヶ月